

## 八戸圏域水道企業団公告

八戸圏域水道企業団水道料金システム再構築業務委託に係る受託候補者の特定を公募型プロポーザルにより実施するので次のとおり公告する。

令和 6 年 10 月 10 日

八戸圏域水道企業団

企業長 熊 谷 雄 一

### 1. 業務の概要

#### 1) 業務委託名称

八戸圏域水道企業団水道料金システム再構築業務委託

#### 2) 業務内容

「八戸圏域水道企業団水道料金システム再構築業務委託要求仕様書」による。

#### 3) 履行期限

令和 9 年 11 月 30 日限り

#### 4) 提案上限額

462,000,000 円（消費税及び地方消費税 10%の額を含む。）

### 2. 選定方法及び実施方法

本プロポーザルは、公募型プロポーザル方式とし、「八戸圏域水道企業団水道料金システム再構築業務委託プロポーザル実施要領」に基づき実施する。

### 3. 参加資格要件

プロポーザルに参加する者は、次に掲げる各号の要件を全て満たす者とする。

- 1) 公告日前日において、令和 6・7 年度八戸圏域水道企業団物品等競争入札参加資格者に登録されている単独企業であること。
- 2) 上記に登録されていない者にあつては、発注者において参加資格審査を行い、本プロポーザルへの参加資格を有していると認められること。ただし、この審査をもって「令和 6・7 年度八戸圏域水道企業団物品等競争入札参加資格者名簿」に登録されるものではないことに留意すること。
- 3) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- 4) 「八戸圏域水道企業団入札契約暴力団排除要綱」に基づく排除の措置を受けていない者であること。
- 5) 「八戸圏域水道企業団建設業者等指名停止要領」に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- 6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがされていない者であること（会社更生法に基づく更生手続開始の決定があつた場合を除く）。
- 7) 提案するシステムについて、給水人口が 25 万人以上の水道事業体において、水道料金及び下水道使用料の徴収に係るシステムとしての納入実績があること。

8) 以下の認証のいずれかを取得していること。提案するシステムのメーカーについても同様の要件を求める。

(1) 情報セキュリティマネジメントシステム (ISO/IEC27001, JISQ27001, ISMS)

(2) 個人情報保護マネジメントシステム (JISQ15001, P マーク)

9) 「水道情報活用システム標準仕様」の趣旨と目的を理解した上で業務を行うこと。

#### 4. 参加申込

「八戸圏域水道企業団水道料金システム再構築業務委託プロポーザル実施要領」に基づき、申込期限までに申込書類を提出すること。

#### 5. 日程

日程	内容
令和6年10月10日(木)	公募開始
10月21日(月)	参加申込に係る質問受付期限
10月22日(火)	参加申込に係る質問回答
10月29日(火)	参加申込書等の提出期限
11月1日(金)	参加資格要件の確認結果の通知
11月15日(金)	企画提案に係る質問受付期限
11月20日(水)	企画提案に係る質問への回答
12月10日(火)	企画提案書、提案価格見積書等提出期限
同上	辞退届提出期限
12月24日(火)	一次審査(書類審査)
12月25日(水)	一次審査結果通知、企画提案内容に係る質問を送付
令和7年1月15日(水), 16(木)	二次審査(プレゼンテーション実施)
1月22日(水)	審査結果通知
3月中旬	契約締結予定

※日程に変更が生じる場合がある。その際は、発注者ホームページに掲載する。

#### 6. 問合せ先

〒039-1112 青森県八戸市南白山台一丁目11-1

八戸圏域水道企業団 総務課 情報システムグループ

TEL 0178-70-7075 FAX 0178-70-7070

E-Mail [jouhou@8sui.jp](mailto:jouhou@8sui.jp)